

2020年3月3日

お客様各位

宮崎交通株式会社

新型コロナウイルス感染症に伴う通学定期券の払い戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大をうけて学校が臨時休校となったため、対象となる通学定期券の払い戻しをされるお客様については、下記の取り扱いとさせていただきます。

記

1、対象

臨時休校を決定した学校へ通う2020年3月が含まれる通学定期券使用者
(小・中・高校・大学・専門学校・職業訓練学校) ※塾への通学定期保有者は対象以外

2、払い戻し対象期間

学校が臨時休校を決定した期間
※期間中であっても使用日申告分は除く
※春休み期間は対象外

3、払い戻し受付期間

2020年3月31日まで

4、払い戻し方法

定期券面額を通用期間で日割り計算し、休校日数により算出
(例) 2/25～3/24の定期券 臨時休校開始日 3/2～3/19までの場合
払い戻し対象日数 18日分払い戻し
※手数料は発生致しません。
※払い戻し手続きの際、受領書にお受け取りのサインを頂きます。

5、その他

臨時休校期間が延長となった場合、払い戻しの対象となりますので、最終的な休校日数が確定したあとに手続きにお越しいただきますようお願い致します。

以上